

組織の管理者が考える特定行為研修

プログラム2 シンポジウム

研修修了者と協働する医師からみた 研修修了者の活躍の効果

滋賀医科大学
看護師特定行為研修センター長
北川 裕利

滋賀医科大学

地域に支えられ、地域に貢献し、
世界に羽ばたく大学

滋賀医科大学の三大使命 3C

滋賀医科大学は、「一県一医大」構想の下、医学部医学科の単科大学として昭和49年に開学しました。
附属病院の開院や大学院医学系研究科の設置を経て現在に至ります。

本学は、地域に支えられ、地域に貢献し、世界に羽ばたく大学として、
人々の健康、医療、福祉の向上と発展に貢献するために、次の3Cを推進しています。



医学部附属病院



【平成29年度実績】	31診療科
病床数	612床
平均在院日数	14.32日
稼働率	87.5%
延入院患者数	195,512人
延外来患者数	322,199人 (1日1,320.5人)
手術件数	8,958件

本日の内容

- ▶ 滋賀医大特定行為研修センターの紹介
- ▶ なぜ指定研修機関を取得したか
- ▶ 研修修了者の活動現況
- ▶ 課題と対策
- ▶ まとめ

大学病院としての立場から

滋賀医科大学 看護師特定行為研修センター



平成30年度受講コース

受講モデル	共通科目	区分別科目		時間数	総時間	定員
ベーシック	353.5	必修	栄養及び水分管理に係る薬剤投与関連 (37.5)	37.5	391	16名
麻酔・救急・ 集中治療領域	353.5	必修	栄養及び水分管理に係る薬剤投与関連 (37.5)	147	500.5	
		必修	呼吸器（気道確保に係るもの）関連 (24)			
		必修	呼吸器（人工呼吸療法に係るもの）関連 (63)			
		必修	呼吸器（長期呼吸療法に係るもの）関連 (22.5)	33	533.5	
		選択	動脈血液ガス分析関連 (33)			
		選択	循環動態に係る薬剤投与関連 (60)	60	560.5	
創傷領域	353.5	必修	栄養及び水分管理に係る薬剤投与関連 (37.5)	124.5	478	
		必修	創傷管理関連 (72)			
		必修	創部ドレーン管理関連 (15)			
		選択	ろう孔管理関連 (48)	48	526	
在宅領域	353.5	必修	栄養及び水分管理に係る薬剤投与関連 (37.5)	37.5	391	
		選択	呼吸器（長期呼吸療法に係るもの）関連 (22.5)	22.5	413.5	
		選択	創部ドレーン管理関連 (15)	15	406	
		選択	創傷管理関連 (72)	72	463	
		選択	ろう孔管理関連 (48)	48	439	

看護師特定行為研修センター 構成員 紹介

センター長：北川 裕利（麻醉学講座 教授 医師）

遠藤 善裕（臨床看護学講座（クリティカル領域）教授 医師）

伊藤 俊之（臨床教育講座 教授 医師）

中井 智子（看護部 看護臨床准教授 看護師長 認定看護管理者）

島本 行雄（看護部 看護臨床講師 副看護師長）

山元 佑加理（看護部 臨床教育看護師）

客員教員：藤野みつ子（客員教授、熊本保健科学大学 基礎看護学講座教授）

事務担当：中尾 浩行（病院管理課 課長）

A（病院管理課 専門職員）

B（病院管理課 事務補佐員）

看護特定行為研修になぜ取り組んだか

医療・看護の動向から

1. 2025年問題に対応する取り組みとしての看護特定行為研修の実施が必要
2. 平成26年10月に、「地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律」施行
⇒ 看護特定行為が含められ、医療法の一部改正に及ぶ
地方自治体への予算配分

平成	有識者会議の開催等	滋賀医科大学の取り組み
21	厚生労働省：「チーム医療の推進に関する検討会」開催	G P（文部科学省看護職キャリアシステム構築プラン事業） 「看護臨床教育センター」設置
22	「チーム医療の推進について」報告書（3月）	看護師初期教育を行う臨床教育看護師を 大学独自に設置
	「チーム医療推進会議」立ち上げ（5月） 「看護業務検討ワーキンググループ」設置開始	
23	看護師の資質の向上に積極的に取り組んできた	
24		看護師特定行為・業務施行事業参加
25	チーム医療推進会議：特定行為に係る研修制度（案）	診療の補助における特定行為に係る医師の指示に基づく プロトコール試行事業参加
	チーム医療推進会議：特定行為及び特定行為研修区分 （案）、指定研修の基準に係る事項を提示	
26	医療介護総合確保推進法 の成立	看護学科：訪問看護師養成コース設置
27	保健師助産師看護師法37条の2第2項第1号に規定する 特定行為、及び、特定行為研修に関する省令公布 特定行為に係る看護師の研修制度の開始	特定行為研修準備室設置 県内の特定行為のニーズ調査
28		指定研修機関承認・研修開講 看護臨床教育センター： 特定行為研修担当部門設置
29		看護師特定行為研修センター改組

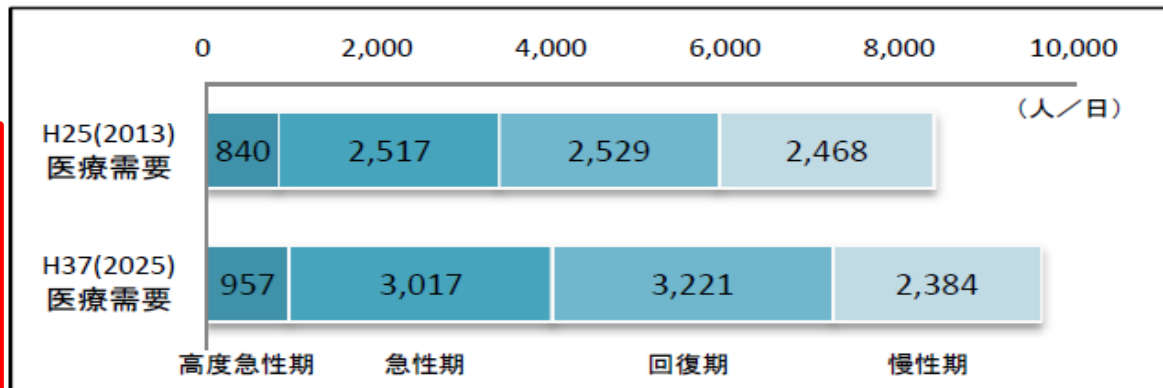
滋賀県地域医療構想

3 医療需要の推計

○医療機能別の医療需要(人/日)

*推計は、医療法施行規則に基づき、「地域医療構想策定支援ツール」(厚生労働省作成)により算出

県全体	2013年 医療需要① 〔医療機関〕	2025年 医療需要② 〔医療機関〕	差引 ②-①	増加率
高度急性期	840	957	117	114%
急性期	2,517	3,017	500	120%
回復期	2,529	3,221	692	127%
慢性期	2,468	2,384	-84	97%
計	8,354	9,579	1,225	115%



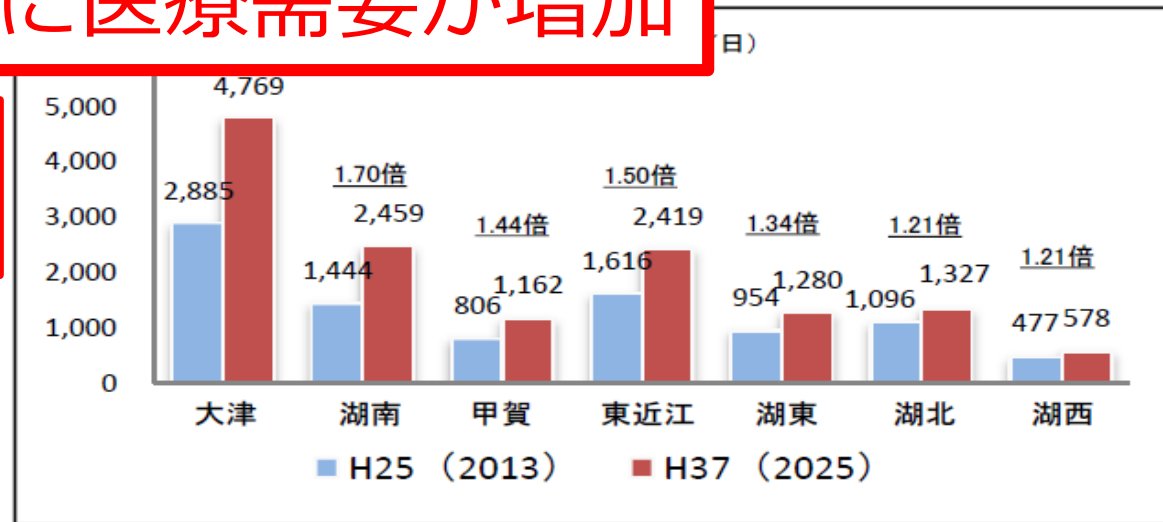
○在宅医療等の医療需要(人/日)

在宅・急性期ともに医療需要が増加

県全体	2013年 医療需要①	2025年 医療需要②	差引 ②-①	増加率
在宅医療等	9,278	13,995	4,717	151%
(再掲)うち 訪問診療分	5,193	7,428	2,235	143%

※在宅医療等の推計に含まれる医療需要

- ・訪問診療を受けている患者
- ・老健施設の入所者
- ・療養病床入院患者のうち、医療区分1の70%および地域差解消分
- ・一般病床入院患者のうち、医療資源投入量(患者に対して行われた診療行為を診療報酬の出来高点数で換算した値)175点未満の患者



特定行為研修への取り組み

- ▶ 本学のミッション
 - ▶ 学外の医療従事者の研修を幅広く受け入れ地域医療の質の向上に寄与する
- ▶ 文部科学省平成21年度 G P 獲得と事業展開の実績
- ▶ 外部予算の獲得の推進という大学の方針
- ▶ 滋賀県内唯一の医系大学・附属病院としての使命感
- ▶ 滋賀県からの本取り組みへの支援
- ▶ 先進的取り組みに対する協力的な大学風土

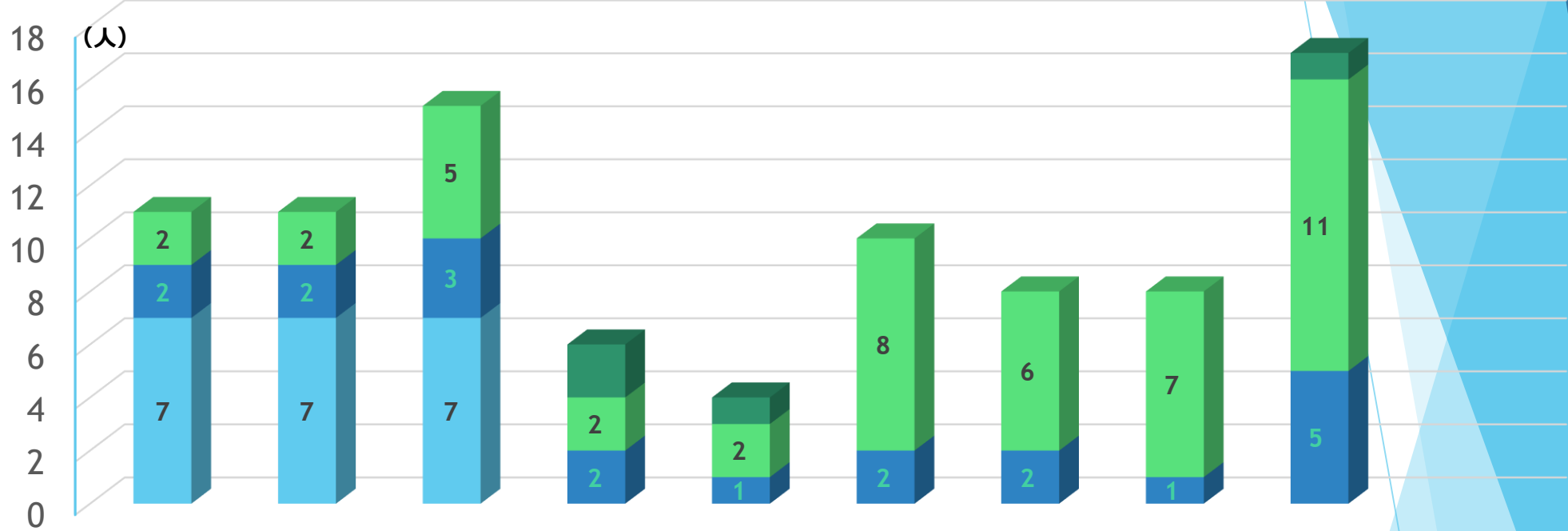
本学研修生・施設概要

	研修生概要	2016	2017	2018	合計
本院	滋賀医科大学医学部附属病院	1	1	2	4
県内	病院	4	2	2	8
	訪問看護ステーション		1		1
県外	病院	2	1	5	8
	訪問看護ステーション			2	2

	協力施設概要	2016	2017	2018	合計
県内	病院	1	4	2	7
	診療所		1		1
県外	病院		1	7	8
	診療所			2	2

本学研修生の受講区分（1 - 3期）

計23人



呼吸器(気管チューブ位置調整)

呼吸器(人工呼吸療法)

呼吸器(長期呼吸療法)

動脈血ガス分析

循環動態の薬剤投与

創傷管理

創部ドレーン管理

ろう孔管理

栄養・水分管理

■ 1期生 ■ 2期生 ■ 3期生 ■ 区分追加コース

修了生の動向

卒業生	所属	修了後所属 活動領域	支援・活動の有無
看護師歴 20年	看護部 内科病棟	新たな部署を設立 呼吸ケア管理専従	支援 (+) 活動 (+)
看護師歴 13年	看護部 ICU	ICU・訪問診療	支援 (+) 活動 (+)
看護師歴 12年	看護部	麻酔・看護部	支援 (+) 活動 (±)
看護師歴 15年	救急	救急	支援 (+) 活動 (±)
看護師歴 13年	看護部 ICU	ICU	支援 (+) 活動 (-) 教育面で活用
看護師歴 8年	看護部 内科病棟	内科病棟	支援 (-) 活動 (-)
看護師歴 5年	看護部 ICU	ICU	支援 (+) 活動 (-)

50%が活動できず

○ 研修制度導入2年 特定看護師 広がらぬ理念

(2017年9月12日)【中日新聞】【朝刊】【その他】

中日新聞提供

f おすすめ 29

ツイート

G+

施設や指導者不足 「国の促進策期待」

自らの判断で一定範囲の医療行為ができる「特定看護師」の研修制度が、2015年10月の導入から2年を迎える。超高齢化社会で在宅医療を支える人材として期待され、国は全国で10万人の養成を目指しているが、実際に研修を受けた看護師は、想定より極端に少ない。人や資金面の理由で研修機関が増えないことなどが拡大を阻んでいる。(大津支局・浅井弘美)

■ 独り立ちへ実習

「きょうはカニューレを交換しますね」

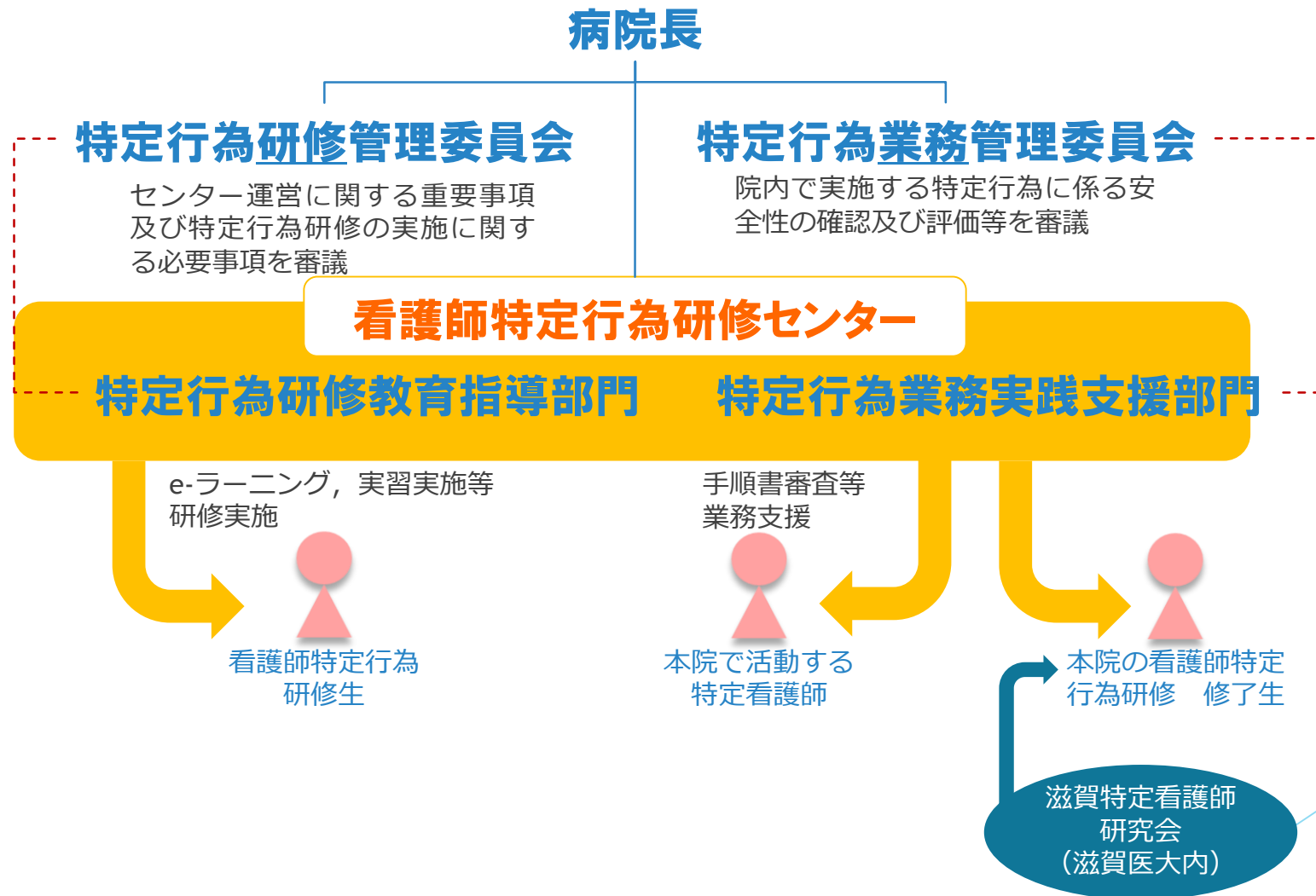
滋賀県彦根市の住宅。同市立病院の看護師中村紀子さん(36)が、ベッドの上の男性(79)に話し掛けた。男性は2年前に食道がんの手術を受け、のど元にたんを吸引する呼吸補助具「気管カニューレ」を装着している。

カニューレの交換は通常、医師が行う。中村さんは昨年6月から1年間、大津市の滋賀医科大で特定看護師の研修を受け、交換できるようになった。特定看護師としての独り立ちに先立ち、同病院は医師らが同行する

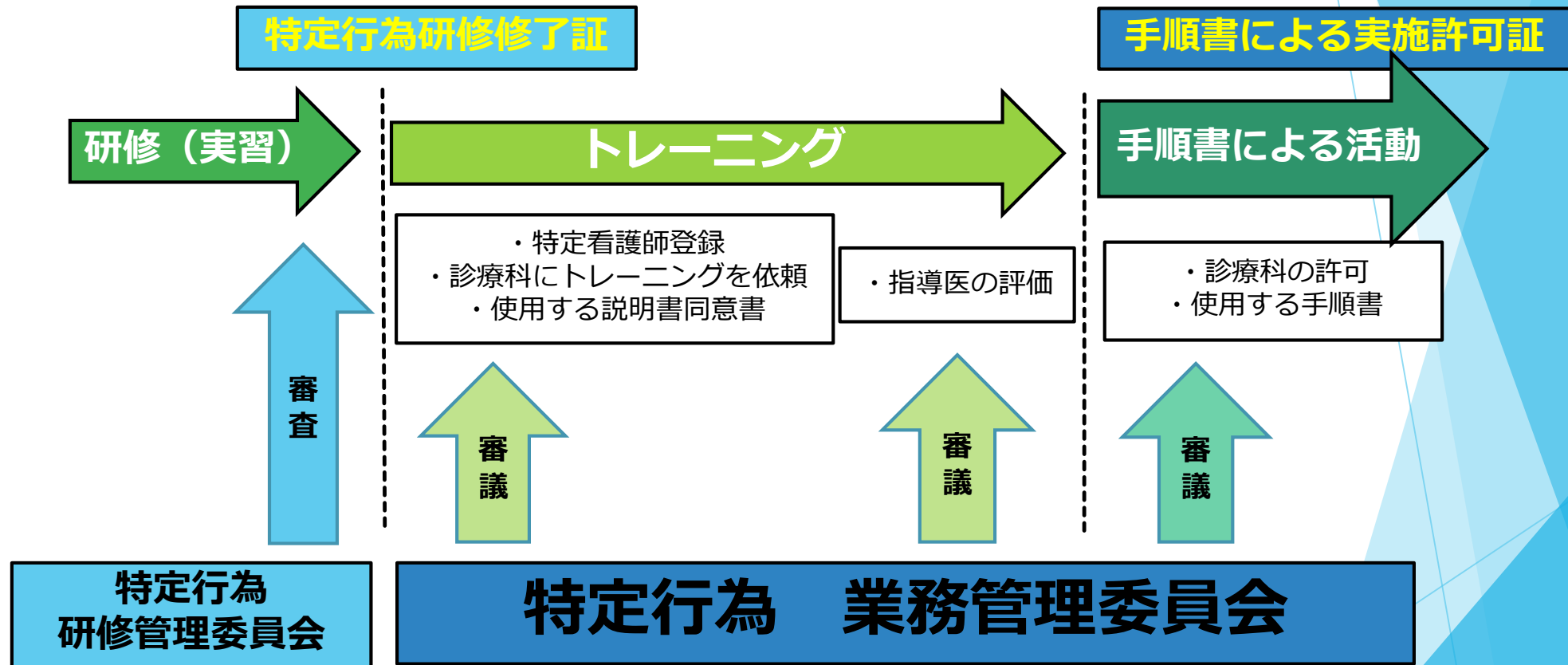


実習で男性患者の気管カニューレを交換する看護師の中村紀子さん(右端)＝滋賀県彦根市で

特定行為研修修了後看護師の支援体制



看護師特定行為研修修了後のフロー



概ね1年
指導医の具体的指示（直接的指示）のもと特定行為を実施
かつ、包括的指示で実施できるよう体制整備と支援を行う

平成29年9月より
特定看護師が
特定行為を実施しています

当院では、厚生労働省「特定行為に係る看護師の研修制度」により養成された特定看護師が、医師からあらかじめ作成された手順書（指示）に従い、認められた特定行為を行っています。

当院で実施している特定行為は以下の8つです

- 経口用気管チューブ又は経鼻用気管チューブの位置の調整
- 侵襲的陽圧換気の設定の変更
- 非侵襲的陽圧換気の設定の変更
- 人工呼吸管理がなされている者に対する鎮静薬の投与量の調整
- 人工呼吸器からの離脱
- 気管カニューレの交換
- 中心静脈カテーテルの抜去
- 末梢留置型中心静脈注射用カテーテルの挿入

特定行為とは

38の特定行為において、研修を修了した特定看護師が医師の判断を待たずに、手順書（指示）により一定の診療の補助（特定行為）を実施できるようになりました。これは、今後高まる医療ニーズに応えるための国の施策です。



特定看護師は、
このバッジが目印です



皆様のご理解、ご協力をお願いします。

< 特定行為に関するご相談、お問合せ先 >
患者相談窓口（患者支援センターカウンター11番）（☎077-548-2504）
看護師特定行為研修センター（☎077-548-3573）

平成30年度 院内特定看護師活動状況

	職位（所属部署）	研修修了特定行為区分	診療科 （トレーニング）	診療科 （手順書使用許可）
看護師 A	看護師長 （中央診療部門・血液浄化部）	栄養に係るカテーテル管理（中心静脈カテーテル管理）関連 栄養に係るカテーテル管理（末梢留置型中心静脈カテーテル管理）関連 創部ドレーン管理関連 栄養及び水分管理に係る薬剤投与関連 感染に係る薬剤投与関連	呼吸器内科 呼吸器内科 未実施 未実施 未実施	呼吸器内科 歯科口腔外科 栄養治療部
看護師 B	副看護師長 （看護部管理室）	呼吸器（気道確保に係るもの）関連 呼吸器（人工呼吸療法に係るもの）関連 呼吸器（長期呼吸療法に係るもの）関連	麻酔科 麻酔科 心臓血管外科・救急 集中治療部	麻酔科・救急・集中治療部・総合診療部 トレーニング中
看護師 C	副看護師長 （患者支援センター）	創傷管理関連（壊死組織の除去） 創部ドレーン管理関連 栄養及び水分管理に係る薬剤投与関連	皮膚科・消化器外科 乳腺一般外科 未実施	トレーニング中 トレーニング中
看護師 D	看護師 （麻酔科）	呼吸器（気道確保に係るもの）関連 呼吸器（人工呼吸療法に係るもの）関連 呼吸器（長期呼吸療法に係るもの）関連	麻酔科 麻酔科 未実施	トレーニング中 トレーニング中

特定看護師の活動 看護師A

研修（実習）

研修施設：滋賀医科大学
実習：麻酔科

特定行為区分：

- ・呼吸器（気道確保に係るもの）関連
- ・呼吸器（人工呼吸療法に係るもの）関連
- ・呼吸器（長期呼吸療法に係るもの）関連

トレーニング

所属部署：看護部管理室
職位：副看護師長

トレーニング診療科：麻酔科
トレーニング期間：6か月
（活動日2日/週）

特定行為：

- ・経口用気管チューブ又は経鼻用気管チューブの位置の調整
- ・侵襲的陽圧換気の設定の変更
- ・非侵襲的陽圧換気の設定の変更
- ・人工呼吸管理がなされている者に対する鎮静薬の投与量の調整
- ・人工呼吸器からの離脱
- ・気管カニューレの交換

手順書による活動

所属部署 看護部管理室

手順書による活動：

- ・麻酔科
- ・総合診療部
- ・救急・集中治療部
- ・心臓血管外科

心臓血管外科・救急集中治療部
にてトレーニング継続

特定看護師の活動 看護師B

研修（実習）

研修施設：日本看護協会
実習：呼吸器内科

特定行為区分：

- ・ 栄養に係るカテーテル管理（中心静脈カテーテル管理）関連
- ・ 栄養に係るカテーテル管理（末梢留置型中心静脈カテーテル管理）関連
- ・ 創部ドレーン管理関連
- ・ 栄養及び水分管理に係る薬剤投与関連
- ・ 感染に係る薬剤投与関連

トレーニング

所属部署：感染制御部→血液浄化部
職位：看護師長

トレーニング診療科：呼吸器内科
トレーニング期間：6か月

トレーニングした特定行為：

- ・ 末梢留置型中心静脈カテーテルの挿入
- ・ 中心静脈カテーテルの抜去

手順書による活動

所属部署 血液浄化部

手順書による活動：

- ・ 呼吸器内科
- ・ 歯科口腔外科 ※

※歯科口腔外科での実施は、栄養治療部医師がバックアップ

研修修了者活用の課題

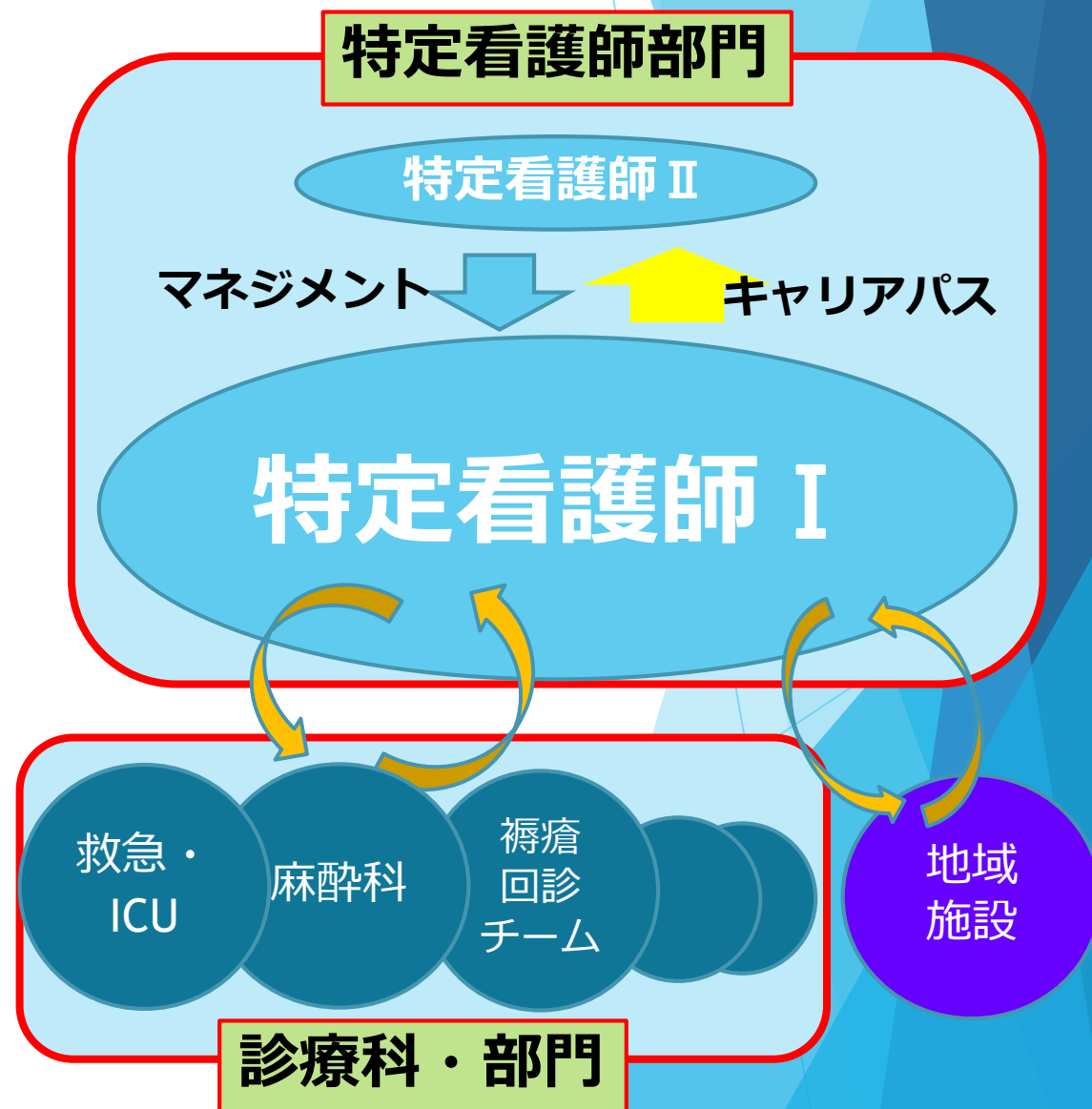
- ▶ 特定看護師の人数が増えなければ現場での活用効果を十分には発揮できないが、未だ**人数は少なく部署への配置は実現できていない**。
- ▶ 安全な特定行為の提供に重きを置いていることから、**研修派遣に慎重になり過ぎ**ている。その結果、院内からの研修受講者は、**年間1～2名程度に留まっている**。
- ▶ 特定看護師の活用イメージが病院全体に浸透していない。
- ▶ 師長など役職に付いている特定看護師は、**看護のマネージャーと特定行為のプレイヤーの2側面を求められ、活動が制限されている**。

対策（育成・配置計画）

- ▶ 特定行為の制度を十分活用するために必要な、質と量を勘案した研修への派遣基準を緩和し、毎年5人程度の受講を目標とする。
- ▶ 病棟や診療科毎に必要なとする特定行為を定め、院内の修了者と院外からのリクルートによる**充員計画および配置目標を策定**する。
- ▶ 特定行為の実施と指導する在宅看護領域特定看護師の育成と地域（施設）への派遣（人事交流・研修受講促進）

対策（組織的活用のための体制整備）

- ▶ 看護部内に「特定看護師部門」を設置し、マネージャークラス
の特定看護師（特定看護師Ⅱ）がプレイヤークラスの特定看護師（特定看護師Ⅰ）を、必要とする病棟や診療科に派遣し、管理・教育する体制を整備する。
- ▶ 上記組織を中心とした特定看護師の活用・キャリアパスモデルを構築する。



対策（研修生を増やすために）

- ▶ 区分別科目講義のe-learning化
 - ▶ 講師・実習生の負担軽減
 - ▶ 特定行為研修の長期・早期履修制度
- ▶ 看護修士課程カリキュラムとの共通化
 - ▶ 特定行為研修修了と看護修士号取得を同時に目指すコースの開講

看護修士課程カリキュラムとの共通化



滋賀医科大学の特定行為研修の2つの学び方

研修で取得する

大学院(修士課程)で取得する

研修(最短1年～)で取得する

大学院(修士課程)で取得する

「特定行為研修標準コース」と
「特定行為区分追加コース」を設置

高度実践コース

特定行為研修標準コース

特定行為領域

特定行為に共通する基礎的基本となる共通科目と専門的な区
分別科目の履修が必要です。

「特定行為実践部門」と
「周麻酔期看護実践部門」を設置

大学院修士課程在学中に特定行為研修が受講でき、最短2年
で修士の学位と特定行為研修を修了することができます。

ベーシック
(栄養・水分管理)

創傷領域

4つの
領域コース

麻酔・救急
・集中治療
領域

在宅領域



研修修了者と協働する医師からみた 研修修了者の活躍の効果

研修修了者の活動を魅せる



病院管理者・医師・看護師の

意識変革（パラダイム・シフト）

- ▶ 地方では医師・看護師など多くの職種で人材不足

医師の働き方改革
タスクシェアリング

**守備範囲の見直しと
助け合い**

まとめ

- ▶ 看護師の資質向上目指して、**看護師特定行為研修センター**を設置し、平成28年度より指定研修機関として看護師特定行為研修を実施している。
- ▶ 研修修了者が活躍できる環境を構築するため、「**特定行為業務管理委員会**」を設置して特定看護師の活動を組織的にサポートしている。
- ▶ 研修修了者による現場での活動はいまだ限定的であるが、実働のある現場での**意識変革**は確実に進んでいるように感じる。